第三号ハの表を次のように改める。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。） (2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。）	百分の八十五
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の規定により読み替えて適用される指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。） (2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。（授業の終了後に行う場合を除く。）	百分の七十

○厚生労働省告示第百七十九号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）」を「通所給付費等単位数表」に改め、同号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

第二号イの(1)中「見込額」の下に「（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）」を加え、同イの(3)に次のただし書を加える。

ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

第二号イの(7)を次のように改める。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号イの(8)中「平成二十年十月」を「平成二十七年四月」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3)　平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

第二号ハの次に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準

従業者であって強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。

第十三号中「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）」を「入所給付費単位数表」に改め、第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準

第十二号の二の規定を準用する。